

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（町屋図書館階段昇降機更新）	No.5200702
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和5年12月25日	
契約金額	7,370,000円（消費税込み）	

契約相手方	広洋産業株式会社 (法人番号：6013301018811)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（町屋図書館階段昇降機更新）
指名業者（案）	名称 広洋産業株式会社 所在地 東京都豊島区南大塚三丁目30番3号 代表者 代表取締役 中村 洋祐
特命理由	<p>本件は、町屋図書館の段差解消機（車いす用階段昇降機）について、耐用年数を過ぎ、不具合が発生しているため、昇降機本体を更新するものである。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、当該階段昇降機にあたり、設置から10年が経過しており、メーカーから昇降機本体の更新を推奨されていることに加え、度重なる不具合の発生を踏まえ、迅速かつ確実な履行が必要となる。</p> <p>② 上記業者は、本設備の製造元であるCAMA社の日本で唯一の代理店であり、これまでの本設備に係る修繕・保守点検業務を受託している。また、更新にあたり、支柱及びレールは既存のものを活用するため、本設備全体の状況を熟知している上記業者が履行することで、迅速かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）